

鳥取県西部犬猫センター動物愛護普及啓発業務仕様書

- 1 業務名
鳥取県西部犬猫センター動物愛護普及啓発業務（以下「本業務」という。）
 - 2 目的
鳥取県西部地区における動物愛護精神を醸成するため、鳥取県西部犬猫センター（以下「センター」という。）において、地域住民を対象とした啓発イベントの実施等を行い、もってセンターが「動物愛護の拠点施設」として、引き続き鳥取県内外の犬猫の飼い主や地域住民から親しまれる施設であり続けることを目的とする。
 - 3 業務期間
契約締結日から令和9年3月31日まで
 - 4 業務内容等
児童等の動物愛護に関心を高める啓発イベント、無料相談会及び動物愛護普及啓発情報発信を行うこととし、業務の企画運営に当たっては、鳥取県生活環境部くらしの安心推進課（以下「発注者」という。）と協議の上、実施する。
なお、受注者は、速やかに上記2に掲げる目的を達成するため、次の書類を作成し、発注者の承認を得ること。
 - ア スケジュール表
 - イ 実施計画書
 - ウ 実施管理責任者、連絡事務担当者及び各業務担当者一覧表
 - エ 外部の協力者がある場合は、その協力者の概要と担当者一覧表（予定含む）
 - オ その他発注者が必要に応じて指定する書類
- (1) 児童等の動物愛護に関心を高める啓発イベントの開催
- 県内の児童等が興味を持つような魅力的かつ効果的なイベントを開催すること。イベント実施にあたっては、次のアからコに記載する事項を踏まえ企画書を作成の上、発注者と協議の上決定することとする。
- ア 児童等を対象とした動物愛護普及教育に関する体験型イベントとすること。
 - イ センター内にあるホールを会場とし、夏休み、冬休み、春休みの期間中ごとに、各1日以上、1回あたり15名程度を対象に2回/日実施すること。
 - ウ 1回あたり2時間程度で実施すること。
 - エ 親しみやすい犬猫イラストの塗り絵、犬猫の気持ちを想像する絵本のお話し会、犬猫の飼い方についての間違い探しやクイズ等の体験を取り入れた内容とすること。
 - オ イベントの講師は発注者において決定し、謝金・旅費の負担、支払いも発注者が行う。ただし、イベント開催に向けた講師への連絡・必要物品の調整・準備等は受注者が行うこと。
 - カ イベント開催日に同時開催する米子保健所等が主催の施設見学会、譲渡会等（以下「県主催イベント」という。）と連携実施すること。県主催イベントで使用するテント（白無地、1.8m×1.8m以上）2台は受注者が準備し、費用も受注者の負担とする。なお、その他の県主催イベントに要する経費は、発注者が負担する。
 - キ イベントの準備から終了までの進行管理、会場運営等一切の業務を受注者が行うこと。
 - ク イベントを実施するための十分な人員・体制を整備すること。
 - ケ イベントを実施するために必要な人員は受注者が適切に配置し、これらの人員に係る謝金、賃金、食事等の経費についても全て受注者の負担とすること。
 - コ イベントの周知、参加者募集を行うためのチラシを作成し、広報を行うこと。県主催イベントと一連のイベントとして周知を行うこと。なお、県が周知を行うためのチラシ200枚及びデータ（PDF ファイル）を原則イベント開始1月前までに県に納品すること。
 - (ア) チラシは両面カラー印刷とする。
 - (イ) 受注者がチラシを発送する際に必要となる封筒は受注者が準備し、送料も受注者の負担とする。

- (ウ) 発送数、発送先は指定しないが、広く広報し定員を満たすよう多くの参加者を募ること。
- (エ) 参加者募集に当たっては、チラシだけでなく、その他広報媒体（SNS）等の広報方法の適切性、必要性、費用対効果等について十分検討すること。

(2) 無料相談会の開催業務

県内外の犬猫の飼い主を対象とした困りごとへ対応した無料相談会を開催すること。開催にあたっては、次のアからカに記載する事項を踏まえ企画書を作成の上、発注者と協議の上決定すること。

ア センター内にあるホールを会場とし、契約締結の翌月以降、毎月1回、1回あたり20名程度を対象に、2～3時間程度実施すること。

イ 犬猫の飼い主が困りそうな以下（ア）から（カ）に記載する例を参考にテーマを決定すること。なお、講師は発注者において決定し、謝金・旅費の負担、支払いも発注者が行う。ただし、イベント開催に向けた講師への連絡・必要物品の調整・準備等は受注者が行うこと。

- (ア) 犬猫との信頼関係（しつけ方、コマンドなど）
- (イ) 犬猫の食事（フードの選び方、給餌時間や給餌場所、拾い食い対策など）
- (ウ) 犬猫のケージ・ハウス（ケージの選び方、寒さ対策など）
- (エ) 犬猫のトイレ（しつけ方、散歩の必要性など）
- (オ) 犬のリード（リードの選び方、リードの持ち方など）
- (カ) 犬猫の匂い対策（シャンプーやブラッシングの必要性、消臭スプレーの活用など）

ウ 無料相談会の準備から終了までの進行管理、会場運営等一切の業務を受注者が行うこと。

エ 無料相談会を実施するための十分な人員・体制を整備すること。

オ 無料相談会を実施するために必要な人員は受注者が適切に配置し、これらの人員に係る謝金、賃金、食事等の経費についても全て受注者の負担とする。

カ 無料相談会の周知、参加者募集を行うためのチラシを作成し、広報を行うこと。なお県が周知を行うためのチラシ100枚及びデータ（PDF ファイル）を原則イベント開始1月前までに県に納品すること。

(ア) チラシは両面カラー印刷とする。

(イ) 受注者がチラシを発送する際に必要となる封筒は受注者が準備し、送料も受注者の負担とする。

(ウ) 発送数、発送先は指定しないが、広く広報し定員を満たすよう多くの参加者を募ること。

(エ) 参加者募集に当たっては、チラシだけでなく、その他広報媒体（SNS）等の広報方法の適切性、必要性、費用対効果等について十分検討すること。

(3) 動物愛護普及啓発情報の発信業務

動物愛護精神を醸成するコンテンツ（写真・動画・紹介文）を制作し、閲覧者の目を引く投稿を定期的に行うこと。

ア 内容について、動物愛護精神の醸成を促すものとする。

イ 投稿の種類、頻度及び内容について、次のとおりとする。

なお、内容については一例である。

フィールド投稿 1週間に1投稿以上

月初め：開館日等のスケジュール（最新月をピン留め）

月の内訳：イベント等の案内

イベント等の様子

センターでの保護犬・猫紹介 等

ストーリーズ投稿 週1の投稿をストーリーズで引用

※受注者による投稿は、令和8年7月1日を開始予定とする。

ウ 投稿の文章の末には、発注者の示す施設情報とハッシュタグを記載すること。

エ 発信について、西部犬猫センターのインスタグラムを利用すること。

アカウント名 西部犬猫センターオーリーブ

ユーザー名 allive0406

フォロワー数 約160人（4月20日時点）

オ 受注者は企画会議を月1回開催し、翌月の投稿内容案及び投稿スケジュールについて発注者と協議を行うこと。

カ 投稿に使用する写真及び動画は、原則、本業務の中で新たに撮影すること。ただし、センターで保護している動物の写真等一部発注者から提供する場合がある。

キ 写真や動画、BGM等の使用に関しては、著作権等の権利関係の問題が発生しないものを使用することとし、承諾が必要な場合は、受注者にて手続きを行うこと。

(4) その他

本業務の遂行にあたり、発注者と定期的に打合せを行うものとする。

5 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

6 秘密の保持

(1) 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けないで資料等を第三者に閲覧させ、あるいは提供してはならない。

(2) 受注者は、本業務に従事する者並びに8の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人（以下「従事者等」という。）に対して、(1)の規定を遵守させなければならない。

(3) 発注者は、受注者が(1)及び(2)の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(4) (1)から(3)までの規定は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

7 個人情報の保護

(1) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(2) 受注者は、従事者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

8 再委託の禁止

(1) 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

(2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

ア 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合

イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

(3) 受注者は、(1)の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

9 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

10 完了報告及び検査

受注者は、本業務を完了したときは、完了した日から10日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに完了報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けること。

11 委託料の支払

(1) 受注者は、10の完了報告が合格と認められた通知を受けた後、速やかに本業務に係る委託料の請求書を発注者へ提出すること。

(2) 発注者は、正当な請求書を受理した日から30日以内に請求に係る委託料を支払う。

(3) 発注者が正当な理由なく(2)に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、

遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

12 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

13 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。